

まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にかかる基本的考え方

1 基本姿勢

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」にもとづき、国からは、平成27年度中に青梅市版の人口ビジョンおよびまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう求められている。

本市においては、これに先立ち、人口減少社会の到来を見据えたまちづくり戦略として、第6次青梅市総合長期計画（以下「総合長期計画」という。）を策定し、まちづくりの推進を図っているところである。

総合長期計画の策定作業から5年が経過したが、この間、本市の人口については、国等の人口推計において厳しい数値が示され、現状においても人口減少に歯止めがかからない中、総合長期計画の推進にも困難が想定される。

こうした本市の実情を踏まえ、総合長期計画を基本に置き、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、人口減少社会を克服していくための本市ならではのまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。

2 策定内容

(1) 青梅市人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、今後目指すべき方向と人口の将来展望を提示する長期的な人口ビジョンとして策定する。

(2) 青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略

青梅市人口ビジョンを踏まえ、人口減少を抑制し、定住人口および交流人口を増加させるための目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた重点的かつ戦略的な計画として策定する。

また、政策分野ごとに盛り込む施策のそれぞれに、重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルで施策の効果を検証し、改善する仕組みを構築する。

3 対象期間

(1) 青梅市人口ビジョン

平成72（2060）年度を目途とする。

(2) 青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とする。

4 計画策定体制

(1) 青梅市ゆめ・うめ・おうめ創生本部

市長を本部長とする青梅市ゆめ・うめ・おうめ創生本部を設置する。
さらに、本部のもとに、部会等を必要に応じ設置する。

(2) 青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇談会

市民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の関係者の意見を反映するため、10人の委員による懇談会を設置する。

5 市議会への対応

総合戦略の策定過程において、市議会の意見等を聴取する。

6 民意の反映

(1) 市民意識調査

将来人口への影響度を分析するため、市民の結婚・出産・子育て、定住・移住等についての意識・希望調査を実施する。

(2) 地区懇談会

「市民と市長との懇談会」において市民の意見等を聴取する。

(3) パブリック・コメント

策定過程において、計画素案等を公表し、広く市民の意見を募る。

(4) ふらっとフォーム

総合長期計画に掲げる施策連動型のしくみ（ふらっとフォーム）を活用し、多様な主体の参画・連携・協働の下、効果的な取組を進める。

7 策定スケジュール

平成27年12月を目途に策定する。

8 その他

(1) 策定に当たっては、総合長期計画との整合性を確保する。

(2) 東京都の策定する総合戦略の目標設定や施策の方向性について、整合性を図るよう努めるものとする。

以上